

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 宅配便での申告書の提出

Q : 当社は6月末が法人税の申告期限です。これまで、申告書は税務署へ直接持参していましたが、今年からは宅配便業者に依頼しようと思っています。

ところで、郵便の場合には、郵便物の日付が申告書の提出日とされるそうですが、宅配便の場合も郵便と同じと考えてよいのでしょうか。

A : 宅配便の場合は、税務署が申告書を収受した日が提出日とされます。

【解説】

申告書の効力の発生時期に関する取扱いについては、税法上特別な規定は設けられていませんので、民法上の原則である到達主義により、納税申告書等が提出された時、すなわち税務官庁への到達の時にその効力が発生することになります。

ただし、郵送による納税申告書等については、その郵便物の通信日付印（スタンプ印）により表示された日にその提出があったものとみなされることになっています。

ご質問のように宅配便による申告書の提出については、郵送により提出されたものではないことから、税務署で申告書を収受した日をもって提出日として取り扱われます。月末ぎりぎりに宅配便で送付される場合には、期限後申告とならないよう注意してください。

